正本

収受日付印

審査請求書（初葉）

（注）必ず次葉とともに、正副２通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和　年　月　日

審査請求人	② 住所・所在地（納税地）	〒　－	電話番号	（　）
	③ （ふりがな）氏名・名称	（　）	④ 個人番号又は法人番号	
	⑤ 総代又は法人の代表者 住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
	総代又は法人の代表者 (ふりがな) 氏名・名称	（　）	総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。	
⑥ 代理人	住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
	（ふりがな）氏名・名称	（　）	委任状（代理人の選任届出書）を必ず添付してください。	

審査請求に係る処分（原処分）	⑦ 原処分庁	（　）税務署長・（　）国税局長・その他（　）	
	⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	令和　年　月　日付
		原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	令和　年　月　日

更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。

⑨ 処分名等（該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。）

税目等	処分名	対象年分等
1 申告所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。） 2 法人税（復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。） 3 消費税・地方消費税 4 相続税 5 贈与税	1 更正（更正の請求に対する更正を含む。）	
	2 決定	
	3 青色申告の承認の取消し	
	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
	5 加算税の賦課決定（a 過少申告加算税　b 無申告加算税　c 重加算税）	
	6 その他（　）	
6 源泉所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	1 納税の告知	
	2 加算税の賦課決定（ a 不納付加算税、b 重加算税 ）	
7 滞納処分等	1 督促［督促に係る国税の税目：　］	
	2 差押え［差押えの対象となった財産：　］	
	3 公売等［ a 公売公告、b 最高価申込者の決定、 c 売却決定、d 配当、e その他（　）］	
	4 相続税の延納又は物納［ a 延納の許可の取消し、b 物納の申請の却下、 c その他（　）］	
	5 還付金等の充当	
	6 その他［　］	
8 その他		

⑩ 再調査の請求をした場合

再調査の請求年月日：令和　年　月　日付

◎ 該当する番号を○で囲んでください。

1 再調査の決定あり …… 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日：令和　年　月　日

2 再調査の決定なし

※ 審判所整理欄	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認 本人	身元確認 代理人	本人確認書類
	郵送等・持参（通信日付　.　.　）							個人番号カード／通知カード 運転免許証 その他（　）

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式（初葉）

正本

審 査 請 求 書 （次 葉）

審査請求人（氏名・名称）	

⑪ 審査請求の趣旨	◎　原処分（再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分）の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を○で囲んでください。 なお、次の番号２の「一部取消し」又は３の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。 １　全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 ２　一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 ３　その他 …… ［　　］ 〔一部取消しを求める範囲〕
⑫ 審査請求の理由	◎　取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。
⑬ 正当な理由がある場合	◎　下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。 ・　再調査の請求をした日の翌日から起算して３月を経過していない。 ・　原処分があったことを知った日（原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して３月を経過している。 ・　再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月を経過している。 ・　原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して１年を経過している。 〔正当な理由〕
⑭ 添付書類	◎　添付する書類の番号を○で囲んでください。 １　委任状（代理人の選任届出書）又は税務代理権限証書〔代理人を選任する場合〕 ２　総代の選任届出書〔総代を選任する場合〕 ３　審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 ４　原処分の通知書の写し ５　再調査決定書の謄本の写し（再調査の決定がある場合） ６　個人番号確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ７　身元確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ８　書類の送達先を代理人とする申出書 ９　その他

○　審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
　また、提出に当たっては、別紙「審査請求書の提出前のチェックシート」をご活用ください。
○　この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
○　証拠として提出された書類を審査請求書（副本）の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。

1号様式（次葉）

副本

収受日付印

審査請求書（初葉）

（注）必ず次葉とともに、正副２通を所轄の国税不服審判所に提出してください。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和　年　月　日

審査請求人	② 住所・所在地（納税地）	〒　－	電話番号	（　）
	③ （ふりがな）氏名・名称	（　）	④ 個人番号又は法人番号	
	⑤ 総代又は法人の代表者 住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
	総代又は法人の代表者 (ふりがな) 氏名・名称	（　）	総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。	
⑥ 代理人	住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
	（ふりがな）氏名・名称	（　）	委任状（代理人の選任届出書）を必ず添付してください。	

審査請求に係る処分（原処分）

⑦ 原処分庁	（　）税務署長・（　）国税局長・その他（　）	
⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日	令和　年　月　日付
	原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日	令和　年　月　日

更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。

⑨ 処分名等（該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。）

税目等	処分名	対象年分等
1 申告所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。） 2 法人税（復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。） 3 消費税・地方消費税 4 相続税 5 贈与税	1 更正（更正の請求に対する更正を含む。）	
	2 決定	
	3 青色申告の承認の取消し	
	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
	5 加算税の賦課決定（a 過少申告加算税　b 無申告加算税　c 重加算税）	
	6 その他（　）	
6 源泉所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	1 納税の告知	
	2 加算税の賦課決定（ a 不納付加算税、b 重加算税 ）	
7 滞納処分等	1 督促［督促に係る国税の税目：　］	
	2 差押え［差押えの対象となった財産：　］	
	3 公売等［ a 公売公告、b 最高価申込者の決定、 c 売却決定、d 配当、e その他（　）］	
	4 相続税の延納又は物納［ a 延納の許可の取消し、b 物納の申請の却下、 c その他（　）］	
	5 還付金等の充当	
	6 その他［　］	
8 その他		

⑩ 再調査の請求をした場合

再調査の請求年月日：令和　年　月　日付

◎ 該当する番号を○で囲んでください。

1 再調査の決定あり …… 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日：令和　年　月　日

2 再調査の決定なし

※ 審判所整理欄	受付態様	確認印	整理簿記入	本人確認	番号確認	身元確認 本人	身元確認 代理人	本人確認書類
	郵送等・持参（通信日付　.　.　）							個人番号カード／通知カード 運転免許証 その他（　）

※「審判所整理欄」には記入しないでください。

1号様式（初葉）

副本

審 査 請 求 書 （次 葉）

審査請求人（氏名・名称）	

⑪ 審査請求の趣旨	◎　原処分（再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分）の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を〇で囲んでください。 なお、次の番号２の「一部取消し」又は３の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。 １　全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 ２　一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 ３　その他 …… ［　　］ 〔一部取消しを求める範囲〕
⑫ 審査請求の理由	◎　取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。
⑬ 正当な理由がある場合	◎　下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。 ・　再調査の請求をした日の翌日から起算して３月を経過していない。 ・　原処分があったことを知った日（原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して３月を経過している。 ・　再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月を経過している。 ・　原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して１年を経過している。 〔正当な理由〕
⑭ 添付書類	◎　添付する書類の番号を〇で囲んでください。 １　委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書〔代理人を選任する場合〕 ２　総代の選任届出書〔総代を選任する場合〕 ３　審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 ４　原処分の通知書の写し ５　再調査決定書の謄本の写し（再調査の決定がある場合） ６　個人番号確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ７　身元確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ８　書類の送達先を代理人とする申出書 ９　その他

1号様式（次葉）

○　審査請求書の記載に当たっては、別紙「審査請求書の書き方」を参照してください。
　また、提出に当たっては、別紙「審査請求書の提出前のチェックシート」をご活用ください。
○　この用紙に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
○　証拠として提出された書類を審査請求書（副本）の添付書類として原処分庁に送付することは行いません。

控

審査請求書（初葉）

審査請求書等の控えへ収受日付印の押なつは行いませんので、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

国税不服審判所長		① 審査請求年月日	令和　年　月　日

審査請求人

② 住所・所在地（納税地）	〒　－	電話番号	（　）
③ （ふりがな）氏名・名称	（　）	④ 個人番号又は法人番号	
⑤ 総代又は法人の代表者 住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
⑤ 総代又は法人の代表者 (ふりがな) 氏名・名称	（　）	総代が互選されている場合は、総代の選任届出書を必ず添付してください。	

⑥ 代理人

住所・所在地	〒　－	電話番号	（　）
（ふりがな）氏名・名称	（　）	委任状（代理人の選任届出書）を必ず添付してください。	

審査請求に係る処分（原処分）

⑦ 原処分庁	（　）税務署長・（　）国税局長・その他（　）
⑧ 処分日等	原処分(下記⑨)の通知書に記載された年月日　令和　年　月　日付
	原処分(下記⑨)の通知を受けた年月日　令和　年　月　日
	更正・決定・加算税の賦課決定などの処分に係る日付であり、再調査の決定に係る日付とは異なりますから御注意ください。

⑨ 処分名等（該当する番号を○で囲み、対象年分等は該当処分名ごとに記入してください。）

税目等	処分名	対象年分等
1 申告所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	1 更正（更正の請求に対する更正を含む。）	
	2 決定	
2 法人税（復興特別法人税又は地方法人税がある場合には、これを含む。）	3 青色申告の承認の取消し	
	4 更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知	
3 消費税・地方消費税	5 加算税の賦課決定（a 過少申告加算税　b 無申告加算税　c 重加算税）	
4 相続税		
5 贈与税	6 その他（　）	
6 源泉所得税（復興特別所得税がある場合には、これを含む。）	1 納税の告知	
	2 加算税の賦課決定（ a 不納付加算税、b 重加算税 ）	
7 滞納処分等	1 督促［督促に係る国税の税目：　］	
	2 差押え［差押えの対象となった財産：　］	
	3 公売等［ a 公売公告、b 最高価申込者の決定、 c 売却決定、d 配当、e その他（　）］	
	4 相続税の延納又は物納［ a 延納の許可の取消し、b 物納の申請の却下、 c その他（　）］	
	5 還付金等の充当	
	6 その他［　］	
8 その他		

⑩ 再調査の請求をした場合

再調査の請求年月日：令和　年　月　日付

◎ 該当する番号を○で囲んでください。

1 再調査の決定あり …… 再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日：令和　年　月　日

2 再調査の決定なし

1号様式（初葉）

控

審 査 請 求 書 （次 葉）

審査請求人（氏名・名称）	

⑪ 審査請求の趣旨	◎　原処分（再調査の決定を経ている場合にあっては、当該決定後の処分）の取消し又は変更を求める範囲等について、該当する番号を〇で囲んでください。 なお、次の番号２の「一部取消し」又は３の「その他」を求める場合には、その範囲等を記載してください。 １　全部取消し …… 初葉記載の原処分の全部の取消しを求める。 ２　一部取消し …… 初葉記載の原処分のうち、次の部分の取消しを求める。 ３　その他 …… ［　　］ 〔一部取消しを求める範囲〕
⑫ 審査請求の理由	◎　取消し等を求める理由をできるだけ具体的に、かつ、明確に記載してください。
⑬ 正当な理由がある場合	◎　下記の場合には、原則として審査請求をすることができませんが、「正当な理由」がある場合には審査請求をすることができます。下記に該当する審査請求をされる場合には、「正当な理由」について具体的に記載してください。 ・　再調査の請求をした日の翌日から起算して３月を経過していない。 ・　原処分があったことを知った日（原処分に係る通知書の送達を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して３月を経過している。 ・　再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月を経過している。 ・　原処分に係る通知書の送達を受けた場合を除き、原処分があった日の翌日から起算して１年を経過している。 〔正当な理由〕
⑭ 添付書類	◎　添付する書類の番号を〇で囲んでください。 １　委任状(代理人の選任届出書)又は税務代理権限証書〔代理人を選任する場合〕 ２　総代の選任届出書〔総代を選任する場合〕 ３　審査請求の趣旨及び理由を計数的に説明する資料 ４　原処分の通知書の写し ５　再調査決定書の謄本の写し（再調査の決定がある場合） ６　個人番号確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ７　身元確認書類の写し〔郵送で提出する場合〕 ８　書類の送達先を代理人とする申出書 ９　その他

1号様式（次葉）